

多賀城市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月1日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査対象部署
総務部（市民文化創造局を除く。）
- 2 監査結果の報告日
平成30年4月25日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
平成30年7月2日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
-
- 2 監査実施日 平成30年4月10日
-
- 3 監査対象部署 総務課
-
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘事項	勤務状況報告書において、週休日の振替命令に伴う時間外勤務手当の支給時間数が誤っているものが見られた。	時間外勤務手当について、勤務状況報告書の訂正を行った。 年度をまたぐ振替は庶務管理システムに入力できず、システム内でチェックすることができないことから、時間外勤務命令簿、振替命令簿及び勤務状況報告書の突合について、今後は2名以上で確認し、誤りを防止する。
2	指導事項	非常勤職員報酬返還金(過年度収入)3,120円が収入されているが、これは平成28年度に市民課の歳出予算から執行した時間外勤務手当の支給誤りに伴うものであることから、市民課で収入すべき歳入であり、総務課で収入すべき歳入ではない。	総務課で収入した非常勤職員報酬返還金については、市民課の収入に修正の調定を行った。 今後は、報酬支払の執行委任を受けている総務課と担当課の両方で確認を行うこととした。
3	指導事項	市長決裁及び副市長専決による契約締結について、多賀城市予算規則第22条第8号の規定に基づく市長公室長補佐(財政経営担当)及び市長公室長への合議が行われていない。	定期監査終了後に市長公室長補佐(財政経営担当)及び市長公室長に合議を行った。 今後は、多賀城市予算規則の規定に基づき合議を行うように文書審査の段階で確認し、誤りを防止する。 なお、今後当部当課において文書審査を行うに当たり、多賀城市文書管理規程及び合議について規定する他の例規に基づき運用がされているか全庁的にも審査・確認を行うこととする。